

1. 技の評価

投技

- 1) 立ち姿勢は片膝が畳から離れていること。両膝が着いたら寝姿勢。但し、立ち勝負からの流れの中で瞬間的に両膝が畳に着く程度は立ち姿勢とみなす。流れを理解すること。
- 2) 捨身技で自ら倒れたときや返し技で同体のように倒れたときは最終的にどちらがコントロールしているかを見極めること。スコアを与える場合テープを指差すことが重要。
- 3) ブリッジして逃れても、技の評価に相当するスコアを与える。
- 4) 巴投や背負投等において、中断して投げたときはワンランク下のスコアとなる。
- 5) 引込返は投技としてスコアとなる。
- 6) 関節技を施しながらの投技（腕返等）はスコアとならないが、絞技を施しての技はスコアとなる。
- 7) 試合終了の合図と同時に施された技はスコアとなる。微妙な場合は時計係への確認と合議が必要。
- 8) 背負投や釣込腰で反対側に投げたときは相手を制しているかどうかを見極めること。
- 9) また、「効果」の廃止に伴い、1回目の「指導」は得点とはせず、2回目の「指導」で相手に「有効」相当の得点を与えられる。但し、1回目の「指導」においても従来と同様に発声し、掲示板には表示する。

(解説)

「有効」と「効果」を一本化するのではなく、「有効」の判断基準は現行どおりで、「効果」に相当する評価は認めない。

固技

- 1) 抑え込みは「袈裟」または「四方」の体勢が条件であり、相手に覆い被さっていること。
- 2) 三角固からの「抑え込み」は尻が畳に着地していないこと、上体の大部分を覆っていること。
- 3) 抑え込まれている選手に、上側からでも下側からでもしっかり確実に脚を挟まれた場合は「解けた」となる。すぐ外れる程度では「解けた」とはならない。※上側からは簡単に脚は挟めない。

2. 反則の適用

- 1) 罰則を与えるタイミングを考慮すること。見極めが大切であり、ただ単に機械的に与えるのではなく、技を掛けるタイミングを狙っている場合は攻防を継続させ様子を見る。
- 2) 次の禁止事項を犯した場合は、より厳格に対処する。
 - ①腰を曲げ、頭を下げた低い姿勢を取り続けること
 - ②偽装的な攻撃をすること（掛け逃げ）
 - ③組み手を嫌うこと（早めに双方に「指導」を与える）。また、自分の襟を押さえたり、ただ相手の後襟を上から押さえ続けて相手に組ませないようにすること。
- 3) 組み方
 - ① 立ち姿勢において、攻撃しないで「標準的組み方」でない場合、5秒で「指導」。
 - ② 「標準的組み方」以外を繰り返し行った場合、適用する時間を最初は5秒、次に3秒、その次は即というように短くしていく。
 - ③ 自分の襟などを手で押さえたり、広げたりして相手に握らせない場合、「故意に取り組ませない」として「指導」。
 - ④ ピストルグリップや袖口に触れて引っ掛ける握り方は即「指導」。
 - ⑤ 首抜きは、抜いたあと攻撃すれば反則とならない。但し、抜いたあと極端な防禦姿勢のときは「指導」。抜いたあと姿勢は良いが攻撃をしないときは2回目で「指導」。

- 4) 1回目の「消極的柔道に対する罰則」はポイントにならないので、双方の場合でも早い段階で厳格に与えていく。
- 5) 防禦姿勢の反則は、実際に防禦しているのか、相手の揺さぶり（反則を取ろうとしてブロックした状態）によって攻撃できないでいるのかをよく判断すること。
- 6) 立ち姿勢における攻撃・防御の中で、直接ズボン握った場合は、「待て」として「指導」が与えられる。但し、ズボンを握ると同時に施した大内刈や相手の脚を抱えて施す双手刈、朽木倒、掬投などを掛けることは認められる。

(解説)

立ち姿勢において直接ズボンを握る行為が禁止される。許されるものは、大内刈を掛けると同時に握ること、また「肩車」・「掬投」等の技に入った瞬間は手で抱えたが、技の延長線上で結果的にズボンを握った場合は認められる。但し、ズボンを握るタイミングが早いと判断された場合は「指導」が与えられる。

- 7) 髪を結いなおしは1回だけ許され、2回目は「指導」。但し、相手が服装を直す等時間を要したときに素早く直す場合はカウントされない。
- 8) 頭から畳に突っ込む「反則負け」について釣込腰や肩車のような技で、たとえ綺麗に投げたとしても、また頭が畳に着くか着かないに関わらず、正面から飛び込む方法は「反則負け」となる。
※直接的「反則負け」のうち、この(通称「ダイビング」)「反則負け」のみ、その後の一連の試合(たとえば敗者復活戦)に出場できる。
- 9) 肩車で直接後方に投げることは、膝立ちの姿勢からでも立ち姿勢と同様に「反則負け」。
- 10) 河津掛のように相手の脚に自分の脚を巻きつけて真後ろ、または相手を持ち上げて捻りながら後方に投げることは「反則負け」。但し、大内刈や大外刈のように向かい合って相手の後方に投げる方法は反則とならない。

3. 試合

1) 試合時間

試合時間は、男女ともシニア5分間、ジュニア4分間で行なう。

ゴールデンスコアは、3分間で行い、片方の試合者が「有効」を得た場合、または片方の試合者に2回目の「指導」が与えられた時点で勝敗が決する。3分間で得点差が無い場合は、旗判定で勝敗を決する。

※ジュニア以下については、2分間で行う。

2) 試合の進行

審判員は試合の流れを十分理解し、選手たちによるダイナミック柔道を熟知しておく必要がある。選手の動作を理解していない審判員は、ただ機械的に、続行が許されるべきときに罰則を与えたり、「待て」を宣告して服装を直させたりして、試合をつまらなくしている。

3) 敗者復活戦

世界選手権大会・オリンピックなどのIJF大会はベスト8に進出した選手のみが対象となる。グランプリ・グランドスラム・マスターズなどの賞金大会では敗者復活戦は行われぬ。

4. 「待て」「始め」の宣告について

- 1) 「待て」のあと選手が試合開始線に戻らなくても、また主審が試合の開始の位置に戻らなくても(逆の位置にいても)、選手同士が向かい合った平等な状態であれば「始め」を宣告してもよい。また、柔道衣が少し乱れていても、試合の流れを止めることなく、安易に「待て」をかけるべきでない。
- 2) 主審は危険と思われる状態以外で試合場外に出ようとしている試合者を止めるために「待て」を宣告してはならない。理由のない「待て」は宣告してはならない。
- 3) 主審は絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見られても、また試合者から休息を要求

されても「待て」を宣告してはならない。

5. 「寝技」の進展の理解について

主審は、もう少し進展すれば「抑え込み」になるか、「絞技」や「関節技」が決まるか、または明らかに進展がないかの状況を見極めることが大切である。「待て」が早すぎる傾向にあるので注意すること。

柔道において、重要な寝技の技術の発展を阻害させる原因になっている。(副審も安易に「待て」を要求してはならない)。

6. 場内・外の判定

1) 立ち姿勢において、どちらかの試合者の一部でも場内にある場合は試合を継続するが、双方の試合者の全身が場外に出た場合は「待て」とする。

(解説)

「場内から攻撃動作が始まった場合に限って」の考えは削除され、どちらかの試合者の一部が場内にある場合は攻撃・防御に関係なく、また止まっても動いていても「待て」としない。しかし、双方が組み合っていない場合に片方が不用意に場外に出た場合、従来どおり場外として「指導」が与えられる。

(例)

場内にA、場外にBが立ち姿勢で組み合った状態で静止していたとき、Aが大外刈で攻撃したのでBはさらに後方に下がった場合、Aの軸足が場内に残っている場合(空中にある場合も含む)に限りその投げ技は評価され、Aの軸足が場外に踏み出した瞬間に「待て」となる。

また、同様の攻撃があった場合、Aの軸足が場内に残っている間にBが返し技で瞬時に投げた場合、Aの着地した場所が場内であっても場外であってもその返し技は評価される。その場合、結果的にA・Bとも場外にあることが予想される。

※ 場内外で投げ技があったときは副審がまず内か外かの動作を示し、主審はそれに従って判断を下すことが原則であり、混乱を少なくする方法である。(主審と副審の意見が違うときは合議が必要。)

2) 寝技は、どちらかの選手の体の一部でも場内の畳に触れている限り継続される。

3) 場外際で投げたあと寝技に移行するケースが多いので、安易に「待て」をしてはならない。特に、副審は反射的に手を横に振ってしまう傾向があるので注意する。

7. 負傷

1) 主審は頭部または背部(脊椎)に大きな衝撃のあった負傷の場合、あるいは大きな負傷の疑いをもった場合、試合者に対処するために医師を呼ぶことができる。この場合医師はできるだけ短時間に診察を行い、主審に試合者が継続してよいか否かを報告する。もし、継続できないようであれば、医師と合議のうえ「棄権勝ち」を宣告し終了する。※この場合(重症)は罰則なし。

2) 試合者は主審に医師を呼ぶよう要請することができるが、その試合は終了し相手に「棄権勝ち」が宣告される。※一般的な負傷・怪我。

3) 出血がある場合にはどのような場合にも常に粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などで覆わなければならない。※出血が止まらない場合は、相手に「棄権勝ち」が宣告される。

4) 出血を伴う負傷は、同じ箇所に関し2回まで医師による手当を受けることができるが、もし、3回目の出血があった場合、副審と合議のうえ「棄権勝ち」を宣告する。

5) 指や肩の脱臼は、同じ箇所に関し2回まで試合者自身で治すことができるが、3回目は副審と合議のうえ「棄権勝ち」を宣告する。

6) 医師を呼んだとき、副審は主審に呼ばれない限り着席のまま状況を目視確認を行う。

7) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3～4秒程度様子を見て試合の続行を促す。

8. ジェスチャー・態度

- 1) 審判員の全ての合図は少なくとも3秒から5秒間維持し、試合者から目を離さず、両副審にわかるように動きながら継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から目を離さないように注意する。また、副審の片方を視野に入れて異見がないか確認する。
- 2) 副審が主審に「待て」や「合議」を要求したい場合は、手を上げたりしないでその場に立ち上がる。もう一方の副審もそれに気づいたら立ち上がる。
- 3) もし、主審が両副審の異なったジェスチャーに気づかなかったときは、主審に近い副審が歩み寄って知らせる。
- 4) 不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者を示すために、青色又は白色のテープ（開始時の位置）を指差す。※明らかな場合は出す必要はない。
- 5) 主審は、試合者と副審の位置を考慮しつつ、動きを予測して位置を確保する。
- 6) 両試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指差し、訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示す。「待て」の発声は試合者等に聞こえるように、手は時計係へ向け、試合者から目を離さない。
- 7) 片手を掌を横に向けて頭上高く挙げ、上体の真前に下ろし、一時停止させる。「引き分け」の合図は団体試合及びリーグ戦においてのみ用いられる。
- 8) 自然体を保ち、腕だけでジェスチャーを行う。体がアップダウンしないよう注意する。
- 9) 「有効」「技あり」の場合、右手は左肩からスタートさせると大きく見える。
- 10) 苦笑いをしたり、うなずいたり、「しまった！」というような表情はつつしむ。
- 11) 副審は技の評価に対し、主審の合図より早く評価を出してはならない。
- 12) 自信あふれる表情を保ち、副審や周りをキョロキョロ見ないこと。

9. 宣告

- 1) 大きく明瞭に、覇気のある声で。但し、だみ声にならず、怒鳴らないこと。
- 2) 発声と必要なジェスチャーは同時に行う。ジェスチャーが遅れる傾向にあるので注意。
- 3) 「総合勝ち」の処置を的確に行う。
※「指導3回」が相手に与えられていて（「技あり」を取ったことになる）、「技あり」を取った場合、主審は「技あり」「それまで」と宣告し試合を終了させ、「総合勝ち」を宣告して勝者を指示する。
逆に、「技あり」を取っていたところ相手が3回目の「指導」になったときは、「指導」「それまで」と宣告し試合を終了させ、「総合勝ち」を宣告して勝者を指示する。
- 4) 「反則負け」の処置を的確に行う。
※直接的「反則負け」の場合は合議が必要。「指導」が重なり4回目のときは、まず合議をしたあと「反則負け」「それまで」と宣告して試合を終了させる。

10. 礼法

- 1) 審判団は決められた礼法を正しく行う。
- 2) 主審と副審は試合者が場内に上がる前に常に所定の位置についていなければならない。
- 3) 試合者は赤畳の入退場のとき行っていた礼は強制しない。試合者自身が自発的に行う。

11. 審判員の習性と反省

- 1) 優秀な審判員は反則を見逃さないと、勘違いして反則を連発して試合を壊してしまう傾向がある。
※機械的に反則を取るのではなく寛容な気持ちも大切である。
- 2) 「積極的戦意の欠如」の反則は約2.5秒であるが、1.5～2.0秒程度で「指導」を与える傾向にあ

る。

※原則的に片方。攻撃のチャンスを伺っている場合は取らない。

- 3) 審判員は、試合者よりも数段偉い人がやるものだと勘違いしている。

※誠実な姿勢や態度が必要であり、選手に敬意を払うこと。

- 4) 審判員は自分の判断が一番正しいと思っており、他人から指摘されると反発的になり、他人の助言を素直に聞き入れたくない習性がある。

※周囲の審判員に自分の評価を確認する等、常に審判技術の向上に努めることが大切である。

1.2. その他

- 1) 主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等すべてが適正な状態にあることを確認しなければならない。

- 2) 記録係、得点表示係、時計係、さらに他の競技係員は21歳以上で、国内審判員として最低3年の経験を有し、審判規定をよく理解している者が義務付けられており、審判員にとって強い味方として協力を得る。

- 3) 服装検査は審判員、又は係員が試合前に確実に検査する。検査の項目は「服装」「衛生」やサポーターを付けている場合は「硬い物質」や「金属」が混入していないかの確認、また女子の場合はTシャツの規格・マーク等についても言及して確認する。さらに柔道衣の中に異物が混入していないか等についても確認する。

検査合格後、違法行為等によって改ざんが認められた場合は「棄権勝ち」や「反則負け」が適用され、正確な検査が行われていない場合は試合中であっても除去して試合を続行成立させる。

- 4) 「審判委員制度」がスタートしたので、特別に「審判委員」が設置されない場合は、次回の審判員が交互に任務に着く等して試合のトラブルや誤審の解決に取り組む。